

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 2026年労働基準法改正 企業への影響と対応策
2. 税務カレンダー（2026年3月、4月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

何をやるにしても考えて考え抜く。それが私の一生である。
出光佐三（出光興産創業者）

※経営者100の言葉より引用

2026年労働基準法改正 企業への影響と対応策

◆労働基準法が大きく変わる

数十年ぶりの大改正といわれる労働基準法改正は、2026年の通常国会に法案提出の予定でしたが労働時間規制をめぐる論点について意見集約に至らず、2026年通常国会への提出は見送られました。ただし改正の検討自体が中止されたわけではなく、今後も議論は継続される見通しです。

人事労務の現場に大きな影響を与えると見込まれているこの改正は、労働者の健康確保と働き方の多様化への対応を主眼に、労働政策審議会で検討が進められています。今後の動向を踏まえつつ、現時点で示されている主な7つの内容を確認していきます。

◆7つの主要ポイント

①連続勤務の上限規制

連続13日まで 4週4休は2週2休へ変更、シフト制業界に大きな影響

②法定休日の特定義務化

法定休日と法定外休日の区別をして休日労働の割増賃金トラブル防止

③勤務間インターバル制度の義務化

連続11時間のインターバルを義務化させる方向、終業時刻から次の始業時刻までに一定時間以上休息時間を

確保

④年次有給休暇の賃金算定方法の統一

現在3種類ある算定方法を「通常賃金方式」に統一し、日給制や時給制の労働者の不利益を解消

⑤つながらない権利のガイドライン策定

勤務時間外の業務連絡への応答を拒否できる「つながらない権利」の確立で適切な連絡ルール化

⑥副業・兼業労働時間算定ルールの見直し

複雑な労働時間通算管理は見直され各社が独立して管理する「分離方式」で副業を認めやすくする。また、非雇用型就業者等の業務委託契約者と労働者の区別も検討

⑦週44時間特例の廃止

特定事業の小規模事業者に認められていた「週44時間」の労働時間特例が廃止され全ての事業場が週40時間に統一

これらの法改正で企業経営に多面的な影響があります。割増賃金の増加や人員補充等、人件費コストが増えていくでしょう。

就業規則の見直しや勤怠管理、雇用契約書の作成や修正が必至となるでしょう。

2026年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月16日

- 前年分贈与税の申告（2月2日から3月16日まで）
- 前年分所得税の確定申告（2月16日から3月16日まで）
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出（延納期限：6月1日）
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 7月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

2026年4月の税務

4月10日

- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

4月30日

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 8月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

- 軽自動車税（種別割）の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産課税台帳の縦覧期間（4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間）
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出（市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等）

おすすめ書籍のご紹介

それ、いつまで持ってるの？



著者は、カナダ在住のミニマリストでブロガーの筆子氏である。現在は、持たない暮らしを発信している筆子氏だが、かつてはものに執着し、捨てることができなかったという。

本書は、そんな筆子氏の経験を踏まえた、「ガラクタ」の捨て方を紹介している。その代表ともいえるのが、「思い出の品」の捨て方だ。それは大切な品であり、ガラクタと呼ぶことには抵抗がある。しかし、本書を読んでいるうちに、自分が思い出の品だと思っているものに疑問がわいてくる。しまい込んでいて目にするのがない記念品や何年も開いていないアルバムなど、大切にしているといえるのだろうか。

捨てられないのは思い出の品の背景にある気持ちのためだと本書は指摘する。「もの」を処分しても、大切にすべき「気持ち」がなくなることはない。むしろ、いらぬものを持ちすぎていると、本当に大切なものが見えなくなってしまうのだ。

そうして捨てることができるのは、「もの」だけではない。「もの」を捨てることを考えていくうちに、「もの」に囚われていた気持ちまですっきりしてくる。そうした行動が、ポジティブで軽やかに生きることにもつながっていく。

◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091